

多文化社会における成人学習の展開

— オーストラリア・ヴィクトリア州の成人コミュニティ継続教育を事例に —

生涯教育計画コース 板倉弘子

Development of Adult Learning in Multicultural Societies

— Focusing on Adult, Community and Further Education in Victoria, Australia —

Hiroko ITAKURA

Every adult has the right to learning. This paper intends to make clear that adult education guarantees the accesses of every adult to learning opportunity in multicultural societies. It is focused on that Adult, Community and Further Education (ACFE) programs in Victoria, Australia, is one of the typical program in multicultural societies. Various learning programs for adults in Victoria communities have been developed by ACFE. In conclusion the author has emphasized two points as follows: first, there is no clear process through which every adult, to learn in ACFE system, makes it effective to utilize by himself his learning results; and secondly, ACFE policies are prepared carefully to realize equality for every adult in communities.

目次

はじめに

I. 成人学習の意義

II. 多文化主義の促進と移民教育

A. 成人移民教育の歴史的背景

B. ヴィクトリア州における成人移民教育

III. オーストラリアの成人教育

IV. ヴィクトリア州における成人コミュニティ継続教育の現状

A. 成人コミュニティ継続教育の概要

B. 成人教育審議会 (CAE) における成人教育の取り組み

C. 地域における成人コミュニティ継続教育の展開

V. 地域における成人学習の評価と課題

おわりに

はじめに

オーストラリアでは、古くから計画的に移民を受け入れてきた。現在、人口の約25%を外国生まれが占める状況にある。近年は非英語圏からの移民も増加しており、

多民族・多文化化が進んでいる。なかでもヴィクトリア州では、非英語圏生まれの外国生まれに占める割合が70%にもなり、州の中でも一番高い率を示している。

非英語圏生まれの成人移民への英語教育は戦後まもなく始められ、政府の政策として確立され発展してきているが、オーストラリアの公用語である英語の習得を求めることは、同化につながりやすいと考えられる。しかし、英語を移民自身が生活の場である地域において、地域に根ざした活動の中で自然発生的に学ぶとしたら、それは同化といえるかどうか、解釈の分かれるところであろう。

オーストラリアでは移民への教育とともに、成人の学習を保障する目的で、1970年代から成人コミュニティ教育政策が実施され、1980年代以降拡大してきている。特にヴィクトリア州は、各地域の大きささまざまな規模の教育機関において、成人教育が発展しているのが特徴である。

ブラウンら (Brown, Dorothy & Lomas, C. J. Gabriel, 1991.) は“移民問題、例えば英語学習は、本質的にはオーストラリア人用の成人教育プログラムとは一致しない。また成人教育の課題でもない”¹⁾、という見方をしている。移民を地域に暮らす住民と捉えると、住民への教育が社会教育の範疇であることは明らかである。

しかし、これまでの研究において移民教育が成人教育の枠組みの中で論じられることはなかった。

この論文では、以上のことを問題意識として、ヴィクトリア州の地域で発展している成人コミュニティ継続教育実践に着目する。そして移民教育の変遷過程をふまえて、教育実践の現状を検討したうえで、多文化社会において、移民など不利な立場におかれた人たちを含むすべての成人に、地域での学習機会が平等に保障されているか、という点を明らかにするとともに、その課題について整理することを目的とする。

コミュニティの定義は、特定の共同生活体ではなく一般的な地域社会とする。

1. 成人学習の意義

1997年ハンブルグで開催された第5回国際成人教育会議において、「成人の学習に関するハンブルグ宣言」がだされた。そこでは、成人教育は形式を問わず、学習の過程全体を意味し、教育によって個々人は能力を発展させ、技術・職業資格の向上を可能にし、知識を深めることができる。ひとが生涯を通して学ぶ権利をもつことの大切さを訴えている。そして、成人の識字は基本的人権であること、生涯を通じた教育権と学習権についても宣言された。また、宣言で求められた成人教育の発展のための取り組みは「未来へのアジェンダ」で詳細に述べられている⁹⁾。それは、「移民、障害をもった人たちなどが教育に参加する権利」、また労働界にあっては、労働の権利とともに労働に関連した成人学習の促進が提言されている。これは、すべての成人に教育機会の平等を保障し、広範な成人の学習を発展させるための公約といえる。公約の中には、近年非政府組織やコミュニティグループの役割が増大していることを認め、資金の援助の必要性をうたっている。宣言はすべての成人の教育・学習機会が保障され、生涯にわたって個々人の学びが促進される必要があることを明確にしたものといえる。

ジェルピ (Gelpi, E) は、“不利益を蒙っている人々や抑圧されている人々等、その中には移民労働者とその家族、文化と言語における少数民族集団等の要求に教育は応えるべきである”¹⁰⁾という。移民の教育については、彼ら自身の背景を尊重し、彼らの要求に沿った教育施策が計画されなければならない。しかし自己の要求を満足させ、知識の獲得だけで終わってもよいのかという点においては、ジェルピは知識の獲得とともに“知識の実践的利用によって、経済的、教育的、文化的、政治的支配を告発することも可能なのである”¹¹⁾と生涯教育が、単なる

知識の吸収に終わることなく、それを地域社会に参画するための手段にするべきである、ということ強く主張している。

佐藤一子は「社会における学び」から「社会を創る学び」への転換に即し、社会教育概念の再構成・再解釈の必要性を説く⁹⁾。これまでの固定化されたものを新しい視点で捉え直すということである。

地域に展開する成人学習は、教育や訓練など地域の人々との共同学習を通して多様な学びをもたらし、地域に暮らす移民にとっても、生活の場における学習なら、生活により密着した言語の習得が可能になり、地域と積極的に関わろうとする態度の形成も期待できる。このことは学習者と言語支援者が相互に学習できる機会にもなる。

このようなことから、地域の教育は今後ますます重要性を増すとともに、成人教育の果たす役割も大きくなっていくことが推測できる。自己実現を可能にし、地域への帰属意識を高め、個々人が自己の目的を達成するための活動の源を創り出す役割を、コミュニティ教育は担っているといっても過言ではないだろう。

地域に根ざした教育は、さらに次のようなことが期待できると筆者は考える。地域の住民間の共同学習がより可能になることから、学習を通して学習者に主体的な態度の形成が促進され、学習者の意見や要望が、プログラムなどに反映されやすい。

地域における学習機会を成人に保障するということは、やがて地域を背負っていくであろう人材を養成することに他ならない。

II. 多文化主義の促進と移民教育

多文化社会にあって、移民の位置づけはどうなっていたのだろうか。移民教育が言語のみならず、成人学習として英語の指導以外の学習を保障してきたかを検討するうえで、成人移民への言語教育を捉えることは必要である。従って、50年以上にわたって政府の政策として確立している成人移民教育を、移民政策の変遷との関係においてみていくことにする。

A. 成人移民教育の歴史的背景

第2次世界大戦後オーストラリアでは人口の増大、産業の復興・活性化、経済成長や防衛のためという国家政策によって、移民の導入が積極的に進められた。当初は英語圏に限っていたが、やがて南欧、東欧や中東からも受け入れることになり、移民への英語教育が必要に

なった。移民への英語教育はオーストラリアへの航海中や入国後の収容施設で行われ⁶⁾、白豪主義の名のもとに同化政策として、公用語である英語を身につけるよう求められた。

1958年には、非ヨーロッパ人の移住に関する制限が緩和され、1972年に発足したウィットラム政権時、移民政策の改革が行われた。1973年に移住大臣のグラスビー (Grassby, A.J.) がだした複数社会への宣言には、移民・難民の文化、言語の維持、エスニック・コミュニティや組織の存在、差別と偏見に対する法的措置に関して政府が理解を示したことが反映された⁷⁾。この声明が多文化主義へ転換するきっかけとなったことが認識できる。

1970年代後半からはヴェトナムなどアジアからの移民を受け入れ移民政策を強化した。非英語系移民が増加したことによって、英語教育のあり方や、多様な文化を理解する必要があり、政府は移民政策の見直しを迫られたのである。

1978年に出た『移民に対する到着後のプログラムおよびサービスについての評価』報告書「Report of the Review of Post-arrival Programs and Services for Migrants」(通称「ガルバリー・レポート」)は多文化主義路線をより確実なものとしたことで、その役割は大きかった⁸⁾。オーストラリアがこれ以後、多文化主義政策をかかげることによって、彼らの文化の尊重、言語保障や援助のための予算の強化などが政策に盛り込まれることになった⁹⁾。

1983年に発足したホーク (Hawke, Bob) 労働党政権時、政府は文化的独自性、社会的公正、経済の有効性の3つの側面から多文化主義政策を明らかにした。3つの側面は国家計画表の8つのゴールにおいて明示された¹⁰⁾。その中で、共有資源への平等なアクセス、社会への参加機会の保障、すべての人々が持っている能力を発達させる、などについては注目すべきであろう。

多文化主義が規定している実践の中でも、とくに海外で取得した資格の認知、英語指導と翻訳、通訳などの言語サービスとともに、異文化、異言語の尊重と理解から英語以外の言語 (Language other than English, LOTE) 教育も含まれているが、英語教育に比べ助成も少なく、拡大されていない。よって、多文化主義政策といいながらも、英語指導を強化していると捉えられてもしかたがない。

その後、政府は第2言語としての英語 (English as a Second Language, 以下ESLと略す) 教育を含む言語政策を発表した。その中で、オーストラリア言語識字政策のゴールとして、すべての住民に英語習得を強調してい

るのは、識字という概念からの捉え直しと考えられる。

B. ヴィクトリア州における成人移民教育

1947年に移民政策として始められた成人移民教育プログラム (Adult Migrant Education Program, AMEP) は、現在は成人移民英語プログラム (Adult Migrant English Program, 以下AMEPと略す) と改称され、移住・多文化問題省 (Department of Immigration and Multicultural Affairs) が、非英語系成人移民のために、510時間以内で基礎的な英語学習の機会を提供している。

AMEPは、新しく入国した非英語系移民自身が、学習と社会とのかかわりを通して機能的な英語を習得し、就職の際、不利益が生じないように計画された政策である。ESLの指導は、オーストラリアのどの地域においても実施されているが、英語の指導とともに、生活やサービスの利用に関する情報の提供、就職のためのアドバイス等も行なっている。ヴィクトリア州では、1951年に設立された成人多文化教育サービス (Adult Multicultural Education Services, 以下AMESと略す) で、英語や識字プログラムを提供している。1994-95年度のAMEP参加者は34,000人 (内女性は57%)、年齢は30歳以下が34%、31~44歳以下が43%、45歳以上が17%¹¹⁾であった。

AMESは1997年に、移民 (Migrant) を多文化 (Multicultural) に改め、州内に26の英語教育センターを持つ州最大の政府の教育機関である。クラスは昼夜開講され、フルタイムとパートタイムのクラスがある。遠隔地で学ぶ人のための遠隔地教育プログラム、コンピュータを使って学ぶ学習プログラム、教師の指導を受けながらテキストや資料を使って学ぶプログラムも準備されている。どのプログラムにも参加できない人のために、ホーム・チューター制度 (Home Tutor Scheme, HTS) がある。この制度は、1973年からYWCAなどによる準備段階を経て、1974年4月にメルボルンで発足した。ボランティアが学習者の家庭に出向き英語指導を行なう。しかし、希望者に対してボランティアの数が足りない、予算の関係でプログラムを拡大できない等の問題もある。

職場英語教育プログラム (English in the Workplace Program, 以下EWPと略す) も職場において実施されているというものの、企業負担金、労働のカバー要員の問題などで、小規模企業では実施困難な状況にあるようだ。

1993年のオーストラリアにおける失業率は、平均が12.2%、オーストラリア生まれは11.1%、非英語圏生まれは18.5%¹²⁾となっており、非英語系移民は、就職にお

いて不利益を被っているのは明らかである。従って、EWPは、就職してから労働の場で英語を学べるという点において制度としては評価できるが、不利な立場におかれた移民が英語教育を受けられるかどうかは問題点も多い。

ここまで成人移民教育の現状をみてきたが、移民への教育がほとんど英語指導になっていることに気づく。基礎的な英語能力を身につけるための学習が保障されているというものの、言葉を身につけるだけにとどまらず、その言葉を手段に移民自身が本来の目的を達成していくことを保障することのほうに重点がおかれるべきであろう。

以上をふまえて、オーストラリアの成人教育の現状、特にヴィクトリア州における成人コミュニティ教育の実践をみることにする。

Ⅲ. オーストラリアの成人教育

職業訓練が中心に置かれたオーストラリアの初期成人教育も20世紀初頭には、人文、芸術、科学においてリベラルな非職業的教育であるべきとされていた。現在は中等後教育として位置づけられ、経済社会を担う人材の養成を中心においた教育政策によって、基礎教育、職業技術教育などを強化する方向で進められている。それはフォーマルな教育（例えば学校教育）とは異なった目的を重視する教育として存在している。大学やカレッジの構外教育、8大学（オーストラリア国立大学、カーティン技術大学、グリフィス大学、マッコーリー大学、ロイヤルメルボルン技術大学、モナッシュ大学、南オーストラリア大学、クィーンズランド大学）の管轄によるオープン学習¹³⁾、またTAFE（Technical and Further Education）専門機関における技術教育訓練も含まれる。U3A（Universities of the Third Age）は、元気な高齢者が自助的な組織をつくり、共同で教育サービスを提供し合っている。ここではお互いに知識や技術を共有することを目的としている。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、夜間大学において広範なコースが成人教育として実施されている。不利な立場にある、例えば先住民、移民や障害をもつ人などのための特別コースを設置して、すべての成人のための教育を提供している。また、オーストラリア政府は高等教育レベルのフルタイム学生の増加を促す目的で、若年層へ教育援助を行なっている。経済社会を担う人材の確保を目的に成人教育に力を注いでいると考えられる。

ヴィクトリア州の成人教育は400以上ものコミュニ

ティセンターや近隣ハウス（Neighbourhood Houses）において、成人コミュニティ継続教育として発展していることが特徴的である。資格認定のためのプログラム、高等教育準備や職業教育・訓練のプログラムなども、趣味的な一般教養、ESLとともに準備されており、地域のすべての人々に開かれたシステムである。多文化主義政策として社会的弱者がすべてのことに平等・公正に権利を行使できることを保障していくうえで先駆的な取り組みであるといえる。ここでは、ヴィクトリアの成人コミュニティ継続教育に注目してみたい。

Ⅳ. ヴィクトリア州における成人コミュニティ継続教育の現状

A. 成人コミュニティ継続教育の概要

ヴィクトリア州の成人コミュニティ継続教育（Adult, Community and Further Education, 以下ACFEと略す）は、地域の成人に生涯学習へ参加する機会を提供している。学習を通して地域の一員としての彼らに、社会・文化・経済的発展を与える目的をもっていると考えられる。また、そのプログラムは人々の多様な生涯学習要求に合ったものといわれている。

成人コミュニティ継続教育局（Adult, Community and Further Education Board, ACFEB）は1992年にACFEの展開と発展を支援する目的でヴィクトリア州に設立され、教育提供機関との連携を促進することに焦点を当てている。また、資源の開発やプログラムなどへの助言や教育促進計画や政策も州訓練局（State Training Board, STB）と連携しながら行なっている。

州を9地域に分け、各地域に成人コミュニティ継続教育地域審議会（以下地域審議会と略す）が設置されており、地域内のACFEに関する専門的な知識とともに、地域に依存する知識の捉え方を切り捨てることなく、調整しながら活動している。1地域には規模の大小はあるが35～90のACFEの提供機関が存在する。

地域審議会の目的は、学習者と提供機関（provider）の意見や要望に応えながら、成人教育の重要性をとなえ地域に広めることである。これは地方管理委員会によって組織された非営利団体（NPO）であり、管理運営の供給者、近隣ハウス、成人学習センター、政府援助を受けられる多様なコミュニティグループなどが含まれる。各地域審議会では個々に目標・達成（業績）項目を設定し運営している。

例えば都心部から少し離れたバーウォン・サウス・ウェスタン（Barwon South Western）地域の1996-98

年度の達成目標は、①成人の教育機会の拡大 ②ACFE参加者への支援 ③成人学習者への教育的開発の支援 ④プログラム、サービスの質の改善 ⑤協力、協調、ネットワークの促進 ⑥ACFEの促進¹⁴⁾となっている。これらの目標から、地域住民の学習機会の保障とともに、地域に連携しながらいこうとする姿勢がうかがえる。

都心部のセントラル・ウエスタン・メトロポリタン (Central Western Metropolitan) 地域は15歳以上人口が約74.5万人で非英語系住民は24.7万人ほどである。地域審議会の1999-2001年度の目標は、①市民を教育し力づける。ヴィクトリア州のコミュニティをより強化する。②コミュニティの人々に生涯学習を届け発展させる役を担う。③参加者へ質的成果を達成することによって、プロバイダーに質的供給・運営を支援し保証する¹⁵⁾。メルボルンを含むこの地域のデータとして、英語以外の言語を家庭で話す人たちの割合が35%と高く、イタリア、ギリシャ、広東、ヴェトナムの言語が使用されており、アジア言語の使用が多い地域である。都心部の他の3地域とともに教育資格で学士をもつ人の割合が高いという結果もでている¹⁶⁾。ESLプログラムへの登録者のうち助成を受けた人は4000人ほどおり、これは他地域を大きく離している。

毎年、ACFEには12人に1人の成人が参加し、増加傾向にある。これは学習が個人にとって非常に重要な意味をもつものと考えられる。また、女性が参加者の3分の2を占めていることは、地域の中での学習やその内容に満足を感じているか、昼間のコースが多いことに関係しているのではないと思われる。また、参加者は英語圏出身者が全体の83%、残り17%が非英語圏出身者となっている。すべての人に開かれている学習形態というものの、非英語圏出身者は参加できない問題を抱えていると考えられる。1996年のCAEとコミュニティに基盤をおく提供機関(provider)への登録者数は、州の15歳以上人口の8%にあたる約34万人であった¹⁷⁾。

ACFEは地域の大小さまざまな機関において開かれているが、地域のすべての成人に学習機会が保障されているのだろうか。また学習者はどのようなことをコミュニティ教育に求めているのであろうか。

次にACFEの発展に寄与している成人教育審議会(Council of Adult Education, 以下CAEと略す)における成人教育の実践をみることにする。

B. 成人教育審議会(CAE)における成人教育の取り組み

CAEの設立は1946年で、最初のクラスは1947年に開講した。広範な成人教育プログラムを提供している教育機関であり、メルボルンの中心のシティセンターと、他に15のセンターで成人教育を実施している。

1996年は4,472のクラスが開講し、延べ59,235人の受講者があった。CAEではプログラムのほとんどはメルボルン・シティセンターで実施され、ESLは全登録者の4%のみである。アボリジニ、トレス海峡諸島民への言語プログラムはマンツーマンで行われている。政府助成があるので、受講者は約6割の受講料のみを負担するだけでよい。またコースや受講者の事情によっても受講料が何段階か設定され、年金受給者や失業者等は登録料のみでいいコースや無料のコースもある。これは人々が身近で無理なく学べるシステムであるといえる。また州内の他の教育機関への指導、支援も続けている。

CAEは自らの法(1981)のもとで、定期的な運営プランの策定、教育的なプログラムを利用したくても参加できない学習希望者への成人コミュニティ継続教育プログラムの準備、他の成人コミュニティ継続教育機関への支援、CAEに与えられた成人コミュニティ継続教育に関する活動等を目的として掲げている¹⁸⁾。

現在、CAEは成人教育を通して州の人々の生活向上のため、成人コミュニティ継続教育を提供する他機関と共に活動している。

最後に1970年代初頭に開設され、この20年間に急進的に発展してきた近隣ハウス(Neighbourhood Houses)に焦点をあて、その成立過程、特徴や目的、ACFEの学習内容や成果などについて考察する。

C. 地域における成人コミュニティ継続教育の展開

ヴィクトリア州の成人コミュニティ継続教育は、9地域の400以上もの教育機関で展開されている。教育機関のひとつである近隣ハウスは1973年ヴィクトリア州に設立され、地域の人々にACFEの学習機会を与えている。これらは地域に根ざした、規模の比較的小さい教育の場で、ボランティアスタッフが大きく関わっている。政府からの助成金を受け増えてきているが、義務として、機能的に、より形式的に、事務的に運営することなどの要求も増えた。公的な助成を受けると管理される傾向になるということが現実となっている。コミュニティハウスは女性を家事から解放する時間の必要性をとらえ、無給ボランティアによる子どもの保育もしている。

1979年に近隣学習センター協会 (Association of Neighbourhood Learning Centre) が設立されたのを機に、80年代に入るとCAEの尽力で多くのコミュニティグループが法人組織になっていった。その結果1972年に12か所であった近隣ハウスは1991年には約300か所に増えた。1996年には近隣ハウスや学習センター関係の国内情報のネットワーク化¹⁹⁾などを目的として「近隣ハウス・学習センター国内リンク共同体」が活動を強化した。急進的な伸びや、活動の拡大は地域における成人の学習要求の高まりを感じさせる。ここで近隣ハウスの活動を中心に、地域における成人教育をみていくことにする。

近隣ハウスの特徴は、実用的な経験、地域の状況や成人学習の価値を認めている地域の人たちによって、すべて運営されていることである。

目的は、学習者が学習活動を通して身につけたことを活かし、地域形成に関わっていくことを支援すること、またそのために必要な学習内容の提供にある。これらは個々人が地域の一員として、主体的に参加し自ら地域社会を創っていく力づけ (empowerment) を意図していると考えられる。

提供されるプログラムの質にもまして、近隣ハウスは管理レベルが高いといわれている。これは、全カリキュラムが一様に検討され評価されることにあると思われ、運営の改善、カリキュラム開発の管理、チューター支援を継続させるための施策によるものであろう。

地域の発展を願う住民に学習機会を提供することを目的として、近隣ハウスは助成を受け活動しているが、主として連邦政府のリカレント対策、成人識字 (literacy) 関連、州労働サービス関連などから助成されている。助成額に関しては、プログラムの内容や提供機関 (provider) の規模によって異なるが、A \$ 500~A \$ 30万²⁰⁾ のようである。ボランティアは識字のチューターや学習スタッフとして関わっているが、90%は女性で、活動のなかで、彼女たちは学習者とかかわることで、成長しているのである²¹⁾。

実施プログラムは、一般成人教育 (美術、工芸、保健、歴史、言語、文学、哲学、政治、科学など) と、成人識字基礎教育、ヴィクトリア学力証明、職業教育・訓練、ESL、一般準備教育などである。内容は各ハウスによって異なり、それが特徴になっているといえる。福祉、障害者、家庭内暴力、成人教育、多文化、高齢者グループの余暇などに焦点をあてているところもある。

ナレ (Narre) コミュニティ学習センターでは、コンピュータを利用した図形作成、セールスの技術、訓練士のための訓練やリーダーシップなど、職業教育に力をい

れている。英語を第1言語とする人のための成人識字基礎教育プログラムも準備されている²²⁾。子供の保育については、1回A \$ 10 (3時間) で実施しているところもある²³⁾。

一般的にESLプログラムは、少人数制で初心者から上級者まで受け入れ、保育もあり小さな子どもがいる女性などが利用しやすくなっている。しかし、コースは午前、午後ともに多いが夜間は週に1回のみである²⁴⁾。このことは、仕事をもっている人々に夜間のコースを増やす方向で、今後改善されなければならないであろう。

成人識字基礎教育プログラムの参加登録料は低くおさえられ、事情によって基礎教育を受けられなかった人たちが、学びやすいように設定されていることは評価できる。他に絵画、紙細工、対話の方法、音楽、ヨガ、休養、クリーニングの方法、家の修理といった広範なコースを設定しているところもある。興味深いものに、女性のための自己防衛コースといったものまである²⁵⁾。

ACFEプログラムは各機関において、人々の多様な生涯学習要求に合うように設定されており、前述のような課題もあるが、地域の人々に社会経済と文化的生活を与えるように展開されていると考えてもよい。

V. 地域における成人学習の評価と課題

これまで、オーストラリアの成人学習が広範に展開されている様子を見てきた。移民政策によって多民族・多文化化が進み多文化社会となっていることや地域によって成人への教育内容に異なりがあり、参加者のカテゴリーも若干差が見受けられた。

長年にわたって続けられている移民への教育が、実際のところ英語教育に他ならないことが明らかになったが、ビジネスや技術移民を除くと、英語能力は決してよい方とは言い難い成人移民にとって、仕事をするうえで英語ができないと、不利益を被ってしまうことは明白である。生活のためには働かなくてはならず、英語のレベルアップをする時間的余裕がないことも理解できる。成人移民英語プログラム (AMEP) は、新しく入国した非英語系移民が機能的な英語を身につけるために計画されているが、移民に言語的同化を強いるという否定的な面を併せもっているともいえる。

従って、多文化主義のもとでは、学習者の権利である母語や文化の維持・保障を中心に置いた言語政策を強化することは当然といえよう。成人移民への英語教育機関であるAMESは、より広範で柔軟な英語指導を開発している姿勢がみられるが、その一方で、海外の英語学習希

望者に対する英語教育に力点が移行しつつあることを感じる。

CAEは多様なプログラムで地域住民に生涯学習を提供してすでに50数年経ている。その豊富な活動経験から、地域の成人学習の主導的立場で提供側と需要側の橋渡しの役割を担うことになろう。生涯を通して学べる機関としての使命と、地域に根ざす中小の成人教育機関をバックアップする役割を担っている。今後は、移民への英語教育にとどまらず、移民の持つ能力開発のための施策を成人学習の中で考えることが課題ではないかと思う。

地域に開かれたACFEのESLプログラム参加者の多い地域では、成人識字(literacy)基礎教育プログラムへの参加者も多くなっていた。この地域は都心部に近く、居住者の実態調査から移民の92%が都市部に居住していることが明らかになっている²⁶⁾。移民は仕事を見つけやすい、交通の便のよい都市部に住む傾向にあるということの証明になる。地域的な偏りがあるにしても、学習を求めている成人移民の存在が確認できるなら、ACFEに移民用のプログラムを盛り込むことは有効であるといえる。

以上のことから地域においては、移民の母語・文化の維持・保障と学習権の保障を根幹においた、成人学習の再構築を考える必要がある。その際、地域ボランティアの協力は不可欠で、地域に精通し、地域の人々をつなぐのは、そこに住む地域ボランティアではないだろうか。その意味からも、ホームチュータ制度(HTS)で、ボランティアが移民の家庭で英語の指導を行なっていることは大いに意義がある。この制度を発展させる方向で考えることは不可能ではなく、急ぐべきであろう。

全体を通して地域に開かれているコミュニティ教育の存在意義は大きく、教養的なものから職業訓練や資格認定、成人基礎識字教育まで幅の広い教育を提供していることがわかった。改善されるとするならば、開設時間である。午前、午後がほとんどであり、夜間に学べるところは極端に少ない。昼間にコースが多いことから女性の参加者が多く、内容も明らかに女性向きのものが多い。昼間、仕事があり時間的余裕のない人たちのために、夜間のクラスを増やす方向で考えられてもよいのではないだろうか。成人移民の学習は英語に限るべきでなく、趣味や教養、技術などの学習にもボランティアチュータがサポートする形で考えること、英語以外の言語話者のボランティアの起用を考えることも今後の課題となる。

オーストラリアには「機能的識字」²⁷⁾の能力をもたない機能的非識字者が120万人ほどいる。機能的非識字者の

うち英語圏生まれが37万人もおり、深刻な問題となっている²⁸⁾。一方、新しく到着した移民には、「成人移民英語教育プログラム」があるが、言葉を学ぶより働かなければならない、学習形態が適していない、職場での英語教育が保障されていない、などの理由で学習資格を失った移住者や、家庭には英語の必要を感じていない女性移住者もいる²⁹⁾。このような人たちへの英語教育はESLとして、近隣ハウスなどで行なわれている。地域で開かれている教育や訓練の場では、ボランティアや地域の人々との共同学習を通して、学習者に多様な学びをもたらすだけでなく、地域に暮らす移民にとっても、生活の場で地域の人たちとの交流を通して学ぶ言葉は、使用する機会も多く、よりいっそう身につく。その結果、地域と積極的に係わりようとする態度の形成も大いに期待できる。さらに、個々人の能力を人的資源として、地域活動に活かせることも不可能ではない。

おわりに

本論文では、多文化社会における成人学習の展開に関して、オーストラリア・ヴィクトリア州の成人コミュニティ継続教育(ACFE)に焦点をあて成人学習の現状を検討した。ACFE運営が各教育機関に任されているため、それぞれの特色がでていいる点は興味深い。学習者のニーズなのか、社会状況に合わせたプログラム、広範な学習内容が確認できた。

オーストラリアの成人教育は多様な形態で、成人に学習への参加を促し支援するための施策を展開している。そして、すべてのことに平等・公正に権利を行使するための制度的保障を確立している点において評価できる。

成人の求める学習が地域の中で提供されることは、学習した内容のもつ価値とともに、学習者と地域の人との交流が生まれ、共に地域を創る住民としての連帯意識が育つのではないだろうか。

学ぶことを通して、自分への評価、積極的な態度の形成が実感できる、学習の中で討論を経験したことで話をするに対して積極的になった、つまらないと思っていた家事の価値を理解した³⁰⁾、という学習者自身の変容から、知識とともに潜在的な学習もあったように思える。筆者は、どんな学習であっても学習者の態度形成に何らかの影響を与えるものであると理解しているが、地域で実施されるコミュニティ教育では、より顕著なのかもしれない。

ヴィクトリア州政府は、地域の一員として、すべての成人に生涯学習へ参加する機会を与えるために、ACFE

を展開しているというものの、すべての成人が地域における学習活動を通して、自主的な学びを身につけ、主体的に地域社会に参画するまでのプロセスが明確にできなかった。このことは今後の研究課題としたい。

多文化社会においては民族や文化の異なりがあり、多くの問題を抱えているというものの、その異なりを資源とみることによって、望ましい方向に進む可能性をもっている。たとえ移民であっても同じ地域の住民なら、ともに地域を創る一員であることを認識し、学習者自身も成人学習のあり方を考えていくことが重要ではないかと考える。

従って、成人学習は指導者对学习者の関係のみにあらず、学習に関わるものすべてを、その地域にあった形態、内容、方法で発展させることを考える必要があるのではないだろうか。すなわち、地域全体が学習の場であると考えた総合的な施策が、十分に吟味されて展開されることが求められる。

(指導教官 佐藤一子教授)

註

- 1) Brown, Dorothy & Lomas, C. J. Gabriel, "English and the Non-English Speaking Migrant. Adult and Continuing Education in Australia : Issues and Practices" New York, Routledge, Chapman and Hall Inc., 1991, p.104.
- 2) 「ハンブルグ宣言」「未来へのアジェンダ」に関しては、社会教育推進全国協議会「21世紀への鍵としての成人学習—社会教育の国際的動向—：第5回国際成人教育会議の報告と資料」『「社全協通信」別冊住民の学習と資料No.28』1998. に詳しい。
- 3) エットーレ・ジェルピ著、前平泰志訳『生涯教育—抑圧と解放の弁証法』第6版、東京創元社、1994、p.7.
- 4) 同上、p.20.
- 5) 佐藤一子『生涯学習と社会参加』東京大学出版会、1998、pp.66-8.
- 6) Murphy, Brian, "The Other Australia : Experiences of Migration" New York, Cambridge Univ. Press, 1993, p.36.
- 7) 関根政美『マルチカルチュラル・オーストラリア』成文堂、1989、p.357.
- 8) Department of Immigration and Ethnic Affairs, Migrant Services and Programs "Report of the Review of Post-arrival Programs and Services for Migrants", AGPS, Canberra, 1978, p.4.
- 9) 関根、前掲書(1989)、p.386.
- 10) Office of Multicultural Affairs, National Agenda for a Multicultural Australia "The Year In Review, August 1989—July 1990" AGPS, Canberra, 1990, p.69.
- 11) Department of Immigration and Ethnic Affairs, "Fact Sheet 11 : English Language Tuition for Adult Migrants" Canberra, 1995.
- 12) Department of Immigration and Ethnic Affairs, "Population Flows : Immigration Aspects" Canberra, AGPS, 1994, p.41.
- 13) 詳細は、松本浩次郎「オープン学習に関する一考察—クイーンズランド州を中心に—」オセアニア教育研究会『オセアニア教育研究第3号』1996.を参照のこと。
- 14) Adult, Community and Further Education Board, "Annual Report 1996—97" Melbourne, 1997, p.32.
- 15) Adult, Community and Further Education Board, Regional Summary : Central Western Metropolitan, Melbourne, 2000.
- 16) Adult, Community and Further Education Board, "Annual Report 1998—99" Melbourne, 1999, p.27.
- 17) Council of Adult Education, "Annual Report 1996" 1996, p.3.
- 18) Adult, Community and Further Education Board, "Annual Report 1996—97" Melbourne, 1997, p.79.
- 19) Vermont South Community House, The Collective of the National Link of Neighbourhood Houses & Community Learning Centres across Australia. Vermont South, 1998.
- 20) Adult, Community and Further Education Board, op. cit., 1997, pp.85-111.
- 21) Davison, D. & Gribble, H., Invisible 'Owners' : Women in Australian Adult Education. "Adult and Continuing Education in Australia : Issues and Practices" New York, Routledge, Chapman and Hall Inc., 1991, pp.140-41.
- 22) Narre (Neighbours) Community Learning Centre, Classes, Narre Warren, 1998.
- 23) Burnley Neighbourhood Centre, Special Events, Burnley Neighbourhood Centre Inc., 1998.
- 24) Clota Cottage, ESL-Migrant English, 1998.
- 25) Carlton Contact Neighbourhood House, Learning Program, Carlton Contact Neighbourhood House Inc., 1998.
- 26) Australian Bureau of Statistics, Queensland, "The Social Characteristics of Immigrants in Australia" AGPS, Canberra, p.30.
- 27) ユネスコでは「所属する集団や地域社会が効果的に機能するために、また自分自身と地域社会の発展に向けて読み・書き・算を使い続けることを可能にするために、必要とされる識字能力をもって、これらのすべての活動に従事することができる」能力と定義されている。詳細は、元木健「国際識字年と日本の識字問題」日本社会教育学会編『国際識字10年と日本の識字問題』東洋館出版社、1991.にある。
- 28) Wickert, R. & Zimmerman, J., Adult Basic Education in Australia : Questions of Integrity "Adult and Continuing

Education in Australia : Issues and Practices” New York, Routledge, Chapman and Hall Inc., 1991, p.185.

29) Ibid., p.190.

30) Foley, Griff, Radical Adult Education, “Adult and Continuing Education in Australia : Issues and Practices” New York, Routledge, Chapman and Hall Inc., 1991, p.78.

参考文献

AMES Victoria, “Annual Report 1996 AMES Achievements and Directions, 1996.

Badger, C.R., “Occasional Papers on Adult Education and Other Matters” CAE, 1991.

Council of Adult Education, “Annual Report 1996” 1996.

Dawkins, J., “Australia’s Language-The Australian Language and Literacy Policy” Canberra, AGPS, 1991.

Department of Immigration and Multicultural Affairs, “Annual Report 1996 : Access and Equity” Canberra, AGPS, 1996.

Department of Immigration and Multicultural Affairs, “English language assessment” Canberra, AGPS, 1997.

Martin, J. I. (古沢みよ訳) 『オーストラリアの移民政策』 勁草書房, 1987.

竹田いさみ 『移民・難民・援助の政治学』 勁草書房, 1991.

Tennant, Mark (ed.), “Adult and Continuing Education in Australia : Issues and Practices” New York, Routledge, Chapman and Hall Inc., 1991.

上杉孝實 『地域社会教育の展開』 松籟社, 1993.

山田定市, 鈴木敏正編著 『地域づくりと自己教育活動』 筑波書房, 1992.